

# 蔵王町の水道水の放射能測定結果について

蔵王町の水道水について、放射能測定を実施したところ、水道水について不検出となりました。

- |          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
| 1 採水年月日  | 平成24年4月25日<br>平成24年7月11日<br>平成24年10月10日<br>平成25年1月16日 | 平成24年5月24日<br>平成24年8月15日<br>平成24年11月14日<br>平成25年2月13日 | 平成24年6月13日<br>平成24年9月12日<br>平成24年12月12日<br>平成25年3月13日 |
| 2 測定年月日  | 平成24年4月26日<br>平成24年7月11日<br>平成24年10月10日<br>平成25年1月17日 | 平成24年5月25日<br>平成24年8月16日<br>平成24年11月14日<br>平成25年2月13日 | 平成24年6月14日<br>平成24年9月12日<br>平成24年12月12日<br>平成25年3月13日 |
| 3 測定分析機関 | 財団法人 宮城県公衆衛生協会  |   |   |
| 4 採水場所   | 遠刈田給水栓（遠刈田公民館）  |   |   |
| 5 測定結果   | 測定した結果は以下のとおりです。                                      |   |   |

(単位:ベクレル/kg)

採水日	放射性ヨウ素 I-131	放射性セシウム	
		Cs-134	Cs-137
平成24年4月25日 AM 9:56	不検出 (検出下限値0.5)	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.6)
平成24年5月24日 AM 10:10	不検出 (検出下限値0.5)	不検出 (検出下限値0.5)	不検出 (検出下限値0.8)
平成24年6月13日 AM 10:50	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)	不検出 (検出下限値0.7)
平成24年7月11日 AM 9:55	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)
平成24年8月15日 AM 10:30	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)	不検出 (検出下限値0.7)
平成24年9月12日 AM 10:30	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)	不検出 (検出下限値0.8)
平成24年10月10日 AM 10:00	不検出 (検出下限値0.5)	不検出 (検出下限値0.7)	不検出 (検出下限値0.7)
平成24年11月14日 AM 10:05	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)
平成24年12月12日 AM 10:30	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.5)	不検出 (検出下限値0.6)
平成25年1月16日 AM 10:30	不検出 (検出下限値0.5)	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)
平成25年2月13日 AM 10:10	不検出 (検出下限値0.5)	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)
平成25年3月13日 AM 10:15	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.6)	不検出 (検出下限値0.7)
食品衛生法の規定に 基づく食品中の放射性 物質に関する規制値	300	10	10

## 参考

平成24年4月から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10ベクレル/kgに設定されたことを受けて水道水については放射性セシウムの管理目標値として10ベクレル/kgが設定されました。

「検出限界値」とは、検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。「不検出(検出下限値0.5)」とは、検出できる最小値が0.5ベクレル/kgであり、この水の放射性物質濃度は「0.5ベクレル/kg 未満」であることを意味します。